

戦前の山村における町村営電気事業の展開と地域的条件 －岐阜県を事例として－

西 野 寿 章*

Regional conditions of electric supply business established by municipality
in mountain village of Japan before World War II : Case studies of
municipalities of mountain village of Gifu Prefecture in central Japan

Toshiaki Nishino

(Received 11 October, 2017 ; Accepted 27 October, 2017)

Summary

The electric supply business in Japan before World War II has developed by the market mechanism. The number of electric supply organizations reached 850 in 1935. These breakdown was the corporations were 735, and the public managements were 115. Prefecture's scale of the area was the largest in the electric supply organization of the public management, on the other hand, it was a mountain village that the scale was the smallest. About 30% of the electric supply organization having been established by the municipality of the mountain village was distributed in Gifu Prefecture. Because financial power of Japanese Government before World War II was weak, financial support to the local government was very weak compared with the financial power support after a war. Financial power of the mountain village whose agriculture and forestry were bases of the regional economy was very weak. The established of the electric supply company of Japan started in the city where the scale of demand was large, and, because the electric supply company had expanded by the market mechanism, the concept of public interest was not recognized. A lot of electric supply companies gave priority to the managerial efficiency, and, as a result, a lot of mountain villages became non-electrification areas. Therefore, the supply of electricity to the inhabitant of the mountain village was planned by the municipality. How did the municipality of the mountain village without financial power procure cost necessary to begin the electric supply business? In the case of Gifu Prefecture, fiscal resources of the electric supply system

* 高崎経済大学地域政策学部観光政策学科・教授

construction in the mountain village were publicly-owned forests with the economic value. However, the publicly-owned forest did not fill all of cost, and the inhabitant contributed a part of cost. Thus, the electric light of the mountain village lit up by the cooperation of the administration and the inhabitant.

I はじめに

民営主導による戦前の電気事業の発達過程において、山村地域を中心に町営、村営の電気事業が存在した。1935（昭和7）年における電気事業者数は850を数え、その内訳は、私営735（株式会社710、合資・合名9、その他16）、公営115（県営5、市営14、町村組合営11、町営22、村営63）となっていた。筆者は、1935年において電気事業者数の10%を占めていた町村営電気事業に注目し、その成立過程を研究してきた¹⁾。

電気事業は、経営効率の優れた産業である反面、発電所の建設をはじめ、送電施設の敷設に莫大な費用を必要とした。戦前の地方財政は充実したものではなく、大正期には、いわゆる五費目（軍事費、植民地経営費、社会政策費、産業助長費、公債費）の膨張が進み、資本は蓄積を進める一方、勤労者や農民には不公平な帝国主義税制の下にあり、戦後の地方交付税制度に類似した制度もなかった。戦前の町村制では、市町村が公債元額の償還を行うときや、天災事変等やむを得ない支出及び永久の利益となるべき支出を必要とする時、住民負担が耐えられない場合などに公債募集権を与えたが、全てに許可されたものではなかった。こうしたことから、戦前の山村の財政は充実したものであったはずはなく、それゆえに、莫大な費用を必要とする電気事業の創業費用をどのようにして調達したのかが注目される。その際、全ての無配電山村で公営電気事業が行われたわけではなく、戦後まで無配電地域は存在していたことから、電気事業を経営した山村には、電気事業を成立させる何らかの地域的条件が存在したのではないかと考えられる²⁾。戦前の電気事業に関する研究は、経営史を中心に行われてきたが、山村に立地した町村営電気事業に的を絞った研究は、筆者の一連の研究以外には存在していない。本稿では、町村営電気事業の集中地域であった岐阜県を対象として、町村営電気事業の成立条件の究明を行う。

岐阜県には、1935年において全国89の町村営電気事業の内26が存在し、その割合は29.2%に達していた。本稿が対象とする岐阜県は、県土のおよそ80%が山地となっており、飛騨地方東部には飛騨山脈（北アルプス）が連なっている。山間地帯を縫うように大規模河川が流れ、戦前より電源開発地帯として注目されていた。1920年前後に高圧送電技術が開発されると、名古屋電灯とその後身である東邦電力、大同電力は木曾川流域、飛騨川流域で電源開発を進め、日本電力は日本海に流入する庄川で電源開発を進めて、それぞれ都市部へ送電した。戦前の岐阜県は、日本有数の大規模電源開発地域であったが、その一方では、町村営電気の集中地帯でもあった³⁾。なぜ、岐阜県に多くの町村営電気が集中していたのだろうか。

この点について橘川武郎は、『中部地方電気事業史』において、岐阜県において町村営電気が発展したのは、山深く他地域からの送電がコスト的に困難だったこと、町村営電気事業の基

盤となる水力資源に恵まれていたことに加え、岐阜県特有の理由として、第一次世界大戦後の電気事業村営化運動に対する民営電力会社の抵抗は弱かったとし、その根拠は1922（大正11）年の岐阜県会が採択した「電気事業者取締に関する意見」にあるとし、この時期の岐阜県においては民営電力会社の活動に対する社会的制約が大きく、民営電力会社の活動力の脆弱さに求めることができると述べている。⁷⁾「電気事業者取締に関する意見」とは、電力不足に起因して県警察関係者が取締りを強化すると答弁したことである。⁸⁾家屋が分散する都市近郊や農村地域においては、住民の工事費負担を前提に配電する「電灯会社の横暴」が横行していたことから、こうした「電灯会社の横暴」を取り締まることを議決したのであった。

しかし、この橘川説には、いくつかの疑問がある。橘川は1922年の岐阜県会の決議が電灯会社の町村営電気の設立を促したとするが、1938（昭和13）年までに開業した28の町村営電気の内、19の町村営電気は1922年までに開業しており、また1922年以降に開業した外山村（現本巣市）についてみると、同村において村営電気が計画されたのは1919（大正8）年に民間人が水利使用許可を申請したことを契機としており、⁹⁾また1923年に開業した黒川村（現白川町）についてみると、村内の鉱業企業から電気供給を受ける協定を結んでいたものの履行されないことから村営に踏み切ったものであった。¹⁰⁾電灯会社にとって投資効率の悪い地域を配電区域に組み入れなかったのは事実であるが、それは岐阜県に限定した現象ではなく、全国的に発生していた。橘川は、こうした現象は電灯会社の活動力の弱さ、すなわち資本力の脆弱性にあったと指摘しているが、公益事業体としての認識が希薄だった戦前の電灯会社は、経営効率の観点からの配電拒否や需要地域や家に対する費用負担要求を行うことがあった。¹¹⁾

最初の電気事業法は、1891（明治24）年に制定された保安規制の性格の強い電気事業取締規則に代わって1911（明治44）年に制定されたが、「正当な理由」がない限り供給を拒否できないと規定したのは、1931（昭和6）年の電気事業法改正においてであった。1911年における電気事業法の制定は、電気事業が発展し、公益事業としての性格を明瞭にしてきたからだとされているが、¹²⁾電気事業の成長期に当たる1910年代、1920年代においても、経営効率の悪さから地域や集落に対する配電拒否事例が見られ、1920年代から30年代初頭にかけて大電力による激しい市場獲得競争が繰り返された五大電力戦にみられるように、自由競争下において発達した電気事業者には公益事業者としての認識を有していたと言えるかどうかは検討の余地がある。1931年改正において供給義務を明記したのは、それ以前において電灯会社の配電拒否が横行していたからではないかと推測される。このように見てくると、当時の岐阜県では電灯会社が社会的制約を受けていたことから電気事業村営化運動に対する抵抗が弱く、その結果、町村営電気事業が発達したという橘川の指摘は正しい分析とは言えないことになる。

戦前の岐阜県の電気事業史において、多くの町村営電気があったことは知られており、¹⁴⁾水力開発にも関心が向けられているが、¹⁵⁾どのようにして町村営電気事業が成立したのかについては未だ明らかにされていない。筆者は前稿において、岐阜県の町村営電気事業の性格は、陶磁器業や製糸業などの地場産業との関係などから考察する必要があることを指摘していたが、¹⁶⁾それでは全てを説明することはできない。前述したように、非電化のまま終戦を迎えた山村は多く、電灯会社の配電区域に組み入れられなかった山村の全てにおいて電気事業に取り組みされたわけではない。すなわち、電気事業に取り組みした山村は、何らかの条件を持っていたと考えること

ができる。そこで本稿では、戦前の町村制下において、どのようにして多額の資金を必要とする電気事業を小規模な山村自治体が設置できたのか、その地域条件を明らかにする。

II 岐阜県における町村営電気の設立とその背景

岐阜県における町村営電気事業の最初は、1908（明治42）年に開業した明知町営電気であった。明知町営電気は、全国で最初の町営電気事業でもあった。次いで八百津町（1912年開業）、加治田村（1912年開業、現富加町）、駄知町（1913年、現土岐市）、加子母村（1918年、現中津川市）において開業した。続いて1920（大正9）年には、東白川村、洲原村（現美濃市）、曾木村（現土岐市）に村営電気事業が開業し、1921年には宮村（現高山市）、日吉村（現瑞浪市）、宮地村（現池田町）、明世村（現瑞浪市・土岐市）、口明方村（明宝村→現郡上市）、牧田村（上石津町→現大垣市）、長瀬村（本巣町→現揖斐川町）、府中村（現垂井町）、蛭川村（現中津川市）、そして船津町（神岡町→現飛騨市）の1町営電気と9村営電気が開業した。1922年には静波村（明智町→現恵那市）と外山村（本巣町→現本巣市）に、1923年には三郷村（現恵那市）と黒川村（現白川町）にそれぞれ村営電気が開業し、1925年には落合村（現中津川市）、1928（昭和3）年には福地村（現八百津町）、1929年には鶴岡村と遠山村（共に山岡町→現恵那市）にそれぞれ村営電気が開業して、26の町村営電気が出揃った。¹⁷⁾

第1図には、これらの地域分布を示した。それによると、地域別の自治体数は東濃12、中濃8、西濃4、飛騨2となっており、岐阜県東部への集中的な分布が見られる。これら町村営電気事業がそれぞれの地域で設立されたのには、それぞれに背景があった。なお、加治田村と宮地村は、山あい、山麓の農村であるが、24の町村営電気事業は山村に設立されている。

1908（明治42）年に最も早く町営電気が開業した明知町では、製糸工場経営者を中心として電灯会社を設立する動きがあったものの、1901（明治34）年に愛知県の三河電力が水力発電所建設を申し出たことから電灯会社設立の計画はなくなった。しかし、水力発電所の建設が一向に進まず、1907年1月に三河電力の後身である東海電気が工事延期を岐阜県に出願したことを契機として、同年3月の町会において町営電気の設置を決定し、日本で最初の町営電気事業が誕生した。¹⁸⁾次いで、1912（大正元）年には八百津町で開業した。八百津町は、名古屋電灯が木曾川開発の一環として建設した八百津発電所の建設用水力発電所を買収して開業している。¹⁹⁾次に1913（大正2）年には、駄知町営電気が開業している。駄知町は岐阜県東部の陶磁器産地の中心であった。愛知県の陶磁器産地では電気ロクロが導入され、生産工程の合理化が図られていたことから、陶磁器製造をはじめ、銀行業を営む事業家・籠橋久兵衛は、電力による駄知町の陶磁器産業の発展を考えた。²⁰⁾開業したのは1913年のことであったが、1908（明治41）年にはすでに町営電気事業への寄付金の受理方法が決められていた。²¹⁾町営電気の設置によって製陶家の動力使用が普及し、動力馬力数は1913年の5馬力が、1915年44馬力、1921年185馬力、1925年241馬力と飛躍的に伸びた。²²⁾後述するように、駄知町営電気の開業時財源に占める寄付金の割合は40.8%に達しており、この寄付金の多くは陶磁器製造業関係者によるものであった。

1918（大正7）年には加子母村営電気が開業した。1914年の記録によると、村営電気設置に

第1図 岐阜県における町村営電気の分布



伴う村積立金から建設費への支出は半分を超えないことなどが村民から請願されている²³⁾。1916年11月には、村会議員、区長等によって協議会が開催され、村営電気設置が決定されている。加子母村は岐阜県坂下町の木曾電気の供給区域になっていたが、工事が進まず、供給権を譲り受けたものであった²⁴⁾。導入の目的は「村内一般ノ利便ヲ図リ、石油ノ輸入ヲ防止スルト共ニ、火災ノ危険ヲ避ケ、村民ノ生命財産ノ保全ヲ計ル²⁵⁾」ことにあった。岐阜県の農山村では養蚕が盛んに行われていた。石油ランプによる火災がたびたび発生し、電気の導入が望まれていた。次いで1920（大正9）年には3村営電気が開業した。東白川村は養蚕が盛んに行われ、地域経済の基盤となっていた。しかし、加子母村同様、「住民は便利経済且つ火災の虞比較的少なき電灯を希望」してたが、「本村の如く部落散在的の状態にては営利会社をして普く点灯せしむるは不可能²⁶⁾」として村営電気の設置を決めている。

洲原村では、500戸余りに供給する小規模水力発電所建設のための創立費、維持費、発電力を検討し、既設の電灯会社より受電した方が安全かつ経済的との判断を得て、発電所を持たず、

名古屋電灯からの受電によって開業した。²⁷⁾曾木村は、駄知町営電気の第二発電所建設に際して、曾木村有山林内を水路用地に貸与する代償として、1920年より20年間、駄知町より夜間の受電契約を締結して、村営電気事業を開始したが、²⁸⁾電灯だけであった。²⁹⁾

1921(大正10)年は2町8村で電気事業が開始された。蛭川村は、1912年に村営電事業計画が立てられ、開業まで9年を要した。1918年には村内にあった鉦山の発電設備の余剰電力を用いて、人家の密集地から点灯させることになったが、余剰電力の利用だけでは電力需要の増加に対応できず、村営電気事業を設立する気運が高まり、鉦山の送電設備を全部買収するとともに、夜間には東濃電化からの受電によって村営電気を設立する計画が進められ、1923年には出力70kwの村営発電所を増設した。³⁰⁾蛭川村の電灯料金は岐阜県下の町村営電気の中で最も安かった。³¹⁾

飛騨地方には、宮村と船津町に開業した。飛騨地方の中心地である高山町に南接した宮村の村営電気成立過程には興味深いものがある。1918(大正7)年に村民集会を開催し、「本村民ニ於テ電気事業ノ設立ヲ切望スルコト既ニ久シカリシカ去ル大正六年之カ挙村ノ問題トナリ村民総会ノ結果之カ株式会社ノ組織トナスヲ可ナリト認メ之ニ決定シ爾來準備ヨナシ既ニ許可ノ申請ヲナセリ」³²⁾とされ、同年11月に宮村水力電気株式会社の設立を通信省に出願した。しかし、郡長より村営でなくては許可ができないと回答され、村営電気に切り替えた。一方、船津町営電気は、1920(大正9)年9月の「起債許可稟議書」によれば、「本町ハ、明治四十二年中水力電気事業ノ経営ヲ企画セシモ、当事財政上、其ノ資金全部ヲ殆ント公債ニ求メサルヲ得サルノ状態ナリシヲ以テ、已ムヲ得ス、之ヲ停止シ、同時ニ町民ヲシテ株式組織トシテ起業セムコトヲ奨励シ、終ニ翌四三年ニ於テ資本金貳万円ヲ以テ、船津電灯株式会社ノ成立ヲ見ルニ至リ、町モ亦、奨励ノ意味ニ於テ株主ニ加ハリ尙千式百五十円ヲ払込ミ」³³⁾、一旦、電灯会社を立ち上げ、財政基盤が安定してから買収して町営としたものであった。

日吉村営電気は、1918(大正7)年に民間人が電灯事業を開始するため、村内の河川水利使用と水路開墾等の許可を受け、権利を有していたが、村長が村営電気を発起し、村会での議決を経て、民間人のこの権利は村に提供され、町営電気が開業しているが、³⁴⁾水力発電所は後に廃止され、受電によった。日吉村に隣接した明世村でも村営電気が開業している。しかし、河川水量が少なかったことから電力不足を来し、1926(大正15)年3月1日に土岐郡土岐津町外十七ヶ村電気事業並実業補習学校組合と受電契約をしている。³⁵⁾

1921年は西濃地方に4つの村営電気が開業している。長瀬村営電気は、低廉で安全な電気を供給して火災を防止し、村民の福利増進を図るために導入され、³⁶⁾牧田村営電気は、民営電灯会社の供給区域に組み込まれても、全域が供給区域となることが不可能なため、村営電気を経営する方が得策だとして設立された。³⁷⁾府中村も、集落が散在していることから電灯会社が多額の寄付金を請求すること、村内河川の水利権が村外に流出することは、住民、村にとって不利益であることから村営電気の設立に踏み切っている。³⁸⁾伊吹山東麓の宮地村は、「本村は池田山麓にて人家少数の部落故其の供給区域に編ぜられず永久に文明の利器たる電燈の供給は他より受ける事不可能と認め」³⁹⁾、村営電気を設立している。

日本の電気事業は1910年代から1920年代前半にかけて飛躍的に発展し、電灯普及率は1912年の15.7%が1920年には57.9%、1925年には81.3%に達していた。⁴⁰⁾西濃地方の自治体

の動きは、都市部とその周辺を中心として全国的に電灯が普及していく中において、山村地域や山麓地域において配電がなされない状態が続く中、自治体が電気供給を行わざるを得ない状況が生じていたことが、この時期に集中した要因となっていたとみることができる一方、1920年代に入ると過剰電力が発生し、受電による地域電化が進めやすくなっていたともみることができる。

1922（大正11）年は、2つの村営電気が開業する。静波村は、「養蚕業旺なる為電灯の必要を痛感⁴¹⁾」して村営電気を設置したとあり、外山村は、村内の民間人が発電所建設を計画し、岐阜県に水利使用許可を出願したことを契機として、村が出願一切を買収して村営電気として⁴²⁾いる。

1923年にも2つの村営電気が開業した。三郷村は、「大正8（1919）年10月に佐々良木地区内の有志によって共同自家用電気組合を結成して資金を拠出し、発電機を購入して佐々良木川に設置して廻転させ、その電力を加入者の家々へ配電して電灯を灯す計画であったが、大正11年1月17日三郷村会において、三郷村営電気事業経営案が上程され決議されたのに伴い、佐々良木地区の有志16軒による共同自家用電気組合は、その一切を三郷村で買収⁴³⁾して、村営電気が経営されることになった。一方、黒川村は村内にあった鉾山の動力用水力発電所の建設に際して、村内河川の水利権を与える代わりに村内に配電する約束となっていたものの、鉾山事業の休止に伴い水力発電所建設も中止となったことから村営電気の経営に乗り出すことになった⁴⁴⁾。

大正末期の1925年には、落合村営電気が開業している。落合村で村営電気事業が計画されたのは1914年のことであり、計画より開業まで11年を要している。1908（明治41）年、中津町（現中津川市）に設立された中津電気は供給地域に落合村を含めて申請し、これに対して落合村は供給地域から除外することを求め、村営電気の具体化を急いだが、水利上の問題から進捗せず、1916（大正5）年、落合村は中津電気に対して、点灯後10年以内に落合村が村営発電所を設け電灯事業を開始した場合は、直ちに点灯区域から落合村を除外すること、その場合中津電気の電気工作物のうち、中津町・落合村境界以東に存在する部分は、相当の価額で落合村が買い受けることを条件として、落合村を中津電気の供給地域に組み入れることを了承した。これによって点灯されたのは、落合村の密集集落であり、散在している集落へは配電されず、そのため、1920（大正9）年から電気事業積立金規定を設定して村営電気への準備を進め、残りの集落には配電がなされた⁴⁵⁾。

昭和に入り、1928（昭和3）年に福地村営電気が開業した。福地村営電気は、同村の篤農家が電気利用組合を結成して、地域電化を図ろうとしたものの、1戸当りの出資金が高額だったため頓挫し、村の有力者が村有林3.4町歩を購入し、その売却代金を財源として、受電方式によって地域電化を図ったものであった。そして、1929年には、鶴岡村と隣接した遠山村に村営電気が開業した。両村営電気は、1918（大正7）年に設立された鶴岡電燈を買収し、その施設を両村に二分することによって成立したが、筆者が入手した史料によれば、1920年に遠山・鶴岡両村は岐阜県に対して電気事業組合設立許可を申請し、これに対して、岐阜県では組合設立に対する許可案の決済を行っている。しかしながら、2村による組合は設置されず、それぞれ単独で電気事業に取り組んだ。なお、村営電気事業の実現に時間を要したのは、多治見電灯

が水力発電所建設の条件として鶴岡村の一部の地区に供給しており、村営化に際して、その一部の地区を村営電気の供給地域から除外したことから紛争が生じたこと⁴⁸⁾にあった。

Ⅲ 財源から見た町村営電気の類型化とその特性の考察

以上、1908(明治42)年から1929(昭和4)年までに開業した28の町村営電気の設立の背景を主として市町村史から整理した。それによると、設立に至った要因は様々であり、町村営電気と言っても一つに括れないことがわかる。

杉浦芳夫は、福島県における電灯会社の普及過程を分析し、人口規模が大きいほど点灯年が早かったことを明らかにしている⁴⁹⁾。岐阜県の場合も電灯会社の場合は、そうした傾向にあるように思われるが、町村営電気の場合、1921年に10の自治体で開業していることから、人口や世帯数規模と開業年の間に因果関係が見つかるのは難しくなっている。

岐阜県では、民営電気の配電区域からはずれたこと、民営では全域に配電が行き渡らないことから、町村営電気が計画されたことは理解できる部分があるが、非電化のまま終戦を迎えた山村もあり、全ての山村において公営電気の経営が可能な状況になかったと考えられる。なぜなら、戦前の町村制下における財政には、戦後の地方交付税制度に類似した制度がなかったことから、政府から自治体への交付金は少なく、起債も全てに許可されたものではなかったからである。すなわち、自治体側に一定の財政的条件がないと自治体が電気事業を立ち上げ、経営することはできなかつたと考えることができる。そこで本稿では、電気事業設立時の財源を中心として分析を進め、山村自治体が電気事業を設置可能とした地域的条件を析出する。

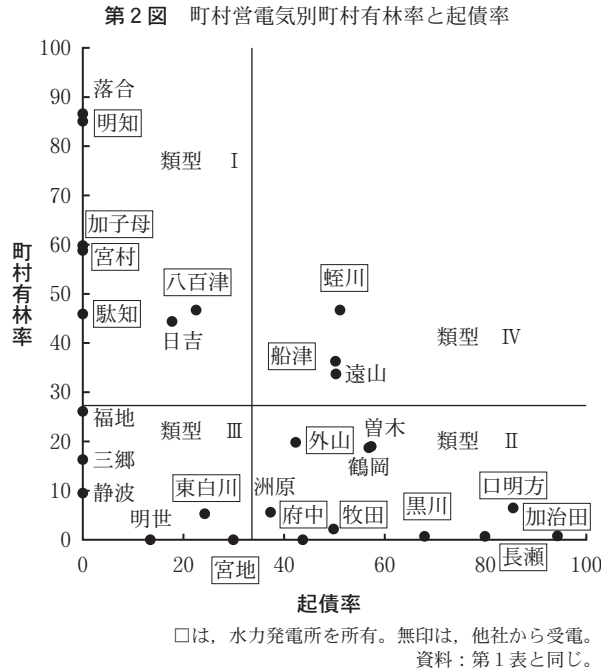
第1表は、『県下公営電気供給事業町村別状況』(注25参照)、『岐阜県統計書』、通信省『電気事業要覧』、市町村史から作成した各町村営毎の電気事業の諸元である⁵¹⁾。表中の周辺先行年とは、町村営電気事業が開業した自治体に隣接する自治体の点灯年との差であり、平均先行年とは、岐阜県全市町村の平均点灯年(1917年)とその自治体の点灯年との差を表したものである⁵²⁾。また、電灯料金、1馬力電力料金や利益率、一般会計繰入率等は、全てのデータが揃う1929(昭和4)年から1931年にかけてのデータとした。そして、これらのデータの相関関係を調べたところ、自主財源率と町村有林率の間にはやや強い正の相関関係(0.69)があることと、町村有林率と起債率の間には弱い負の相関(-0.54)のあることが判明した。町村有林率の高い町村では起債率がほぼゼロである。町村有林率が低くても起債率ゼロの町村もあるが、全体的な傾向としては、町村有林率が低ければ起債への依存度が高くなる傾向のあることが判明した。すなわち、町村有林率の高い町村では、町村有林から発生する収益を財源として用いることが可能であったことがわかる。

そこで、町村有林率と起債率の関係を表すグラフを第2図に示し、それぞれの平均値を用いて類型化し、町村有林率の高い類型を基準として、4類型に分類し、水力発電所の有無も同時に示した。それによると、類型Iは、町村有林率が平均より高く、起債率が平均以下となっている7自治体が該当し、明知町、八百津町、駄知町、加子母村、宮村、日吉村、そして落合村が分類された。その際、明知町、八百津町、駄知町、加子母村は、水力発電所を保有した先発グループである。宮村の開業年は、10の町村営電気が開業した1921年であるが、同年に開業

第1表 岐阜県における町村管電気事業の諸元表

類型	町村名	地域	開業時 世帯数	開業年	計画年	最大 出力 (kw)	受電 (kw)	開業時の財源に占める割合			1927 町村有林率	周辺 先行年	平均 先行年	1931 16燭光 料金	1931 1馬力 料金	1931 電力率	1929～1931 収入利益率	1929～1931 一般会計 繰入率
								自主 財源率	基本 財産率	寄附金率								
I	明知町	東濃	348	1908	1907	165	30	100.0	100.0	0.0	0.0	50	0.68	5.50	25.1	18.2	38.2	
I	八百津町	中濃	576	1912	1910	125	100	77.5	49.9	0.0	22.5	38	0.60	5.00	21.4	22.1	2.9	
I	駄知町	東濃	743	1913	1908	85	400	59.2	46.4	40.8	0.0	9	0.70	8.00	53.7	14.6	58.6	
I	加子母村	東濃	510	1918	1911	45		100.0	99.0	0.0	0.0	3	0.54	4.05	4.4	46.7	73.9	
I	宮村	飛騨	312	1921	1918	40		85.9	85.3	14.1	0.0	-12	0.75	5.00	10.4	21.8	13.8	
I	日吉村	東濃	829	1921	1918		25	82.3	60.7	0.0	17.7	-4	0.65	3.50	7.4	8.5	53.3	
I	落合村	東濃	493	1925	1914		30	100.0	100.0	0.0	0.0	-20	0.65	0.00	0.0	43.8	53.8	
II	加治田村	中濃	119	1912	1911	24		5.7	5.7	0.0	94.3	-5	0.80	6.00	22.7	63.6	0.0	
II	洲原村	中濃	508	1920	1917		25	62.7	57.7	0.0	37.3	15	0.70	0.00	0.0	52.3	76.7	
II	曾木村	東濃	268	1920	1919		15	42.7	42.7	0.0	57.3	-19	0.70	7.00	5.3	19.6	100.0	
II	口明方村	北濃	459	1921	1919	160		14.5	9.5	5.0	85.5	-22	0.75	6.00	40.5	47.5	0.0	
II	牧田村	西濃	471	1921	1919	12		50.2	42.5	0.0	49.8	-7	0.75	5.70	1.2	50.5	37.3	
II	府中村	西濃	586	1921	1919	17		22.2	4.3	34.1	43.7	0.0	0.55	7.00	6.2	43.5	0.0	
II	長瀬村	西濃	305	1921	1920	20		18.9	3.2	1.2	79.9	6.2	0.85	6.00	14.7	45.9	0.0	
II	外山村	西濃	527	1922	1920		20	57.7	47.1	0.0	42.3	1	0.80	6.00	6.4	39.9	0.0	
II	黒川村	中濃	679	1923	1921	47		7.4	3.8	24.7	67.9	0.7	0.70	6.00	16.7	68.3	0.0	
II	鶴岡村	東濃	383	1929	1928		45	43.2	43.2	0.0	56.8	-72	0.80	6.00	25.2	19.2	0.0	
III	東白川村	中濃	729	1920	1914	64		75.8	52.3	10.5	24.2	13	0.75	5.00	27.7	59.3	6.0	
III	明世村	東濃	360	1921	1919		25	3.0	0.0	83.7	13.4	0.0	0.60	5.00	5.5	21.8	0.0	
III	宮地村	西濃	242	1921	1920	6		30.3	13.9	39.8	29.9	0.0	0.80	6.00	16.6	48.6	11.6	
III	静波村	東濃	299	1922	1921		15	100.0	100.0	0.0	0.0	-5	0.75	0.00	0.0	45.4	24.0	
III	三郷村	東濃	464	1923	1919		32	50.0	50.0	50.0	0.0	-28	0.54	6.14	4.7	27.5	12.5	
III	福地村	中濃	141	1928	1928		7	100.0	100.0	0.0	0.0	-27	0.75	0.00	0.0	-22.6	0.0	
IV	蛭川村	東濃	511	1921	1912	42		48.9	48.9	0.0	51.1	-39	0.45	3.60	21.5	37.4	22.3	
IV	船津町	飛騨	1,222	1921	1920	300		49.8	49.8	0.0	50.2	-2	0.60	4.80	12.8	7.1	0.0	
IV	遠山村	東濃	485	1929	1928		24	49.7	42.2	0.0	50.3	-55	0.80	6.00	1.7	28.8	0.0	
	平均		483	1921	1918	76.8	54.1	55.3	48.4	11.7	33.6	-11	0.69	4.74	13.5	33.8	22.5	

資料：『県下公管電気供給事業町村別状況』（注25参照）、『岐阜県統計書』、通信省『電気事業要覧』、各市町村史。



した町村営電気の自主財源率平均 40.6 を大きく上回る 85.9 となっており、それは日吉村も同様である。なお、落合村は、前述したような経緯から開業が遅れたが、計画は 1914 年と平均計画年より早くなっている。

次に類型 II は、町村有林率が平均より低く、起債率が平均以上の 10 自治体が該当し、加治田村、曾木村、洲原村、口明方村、牧田村、長瀬村、府中村、外山村、黒川村、鶴岡村が分類され、この内、7 自治体は水力発電所を保有する後発グループである。さらに、類型 III は、町村有林率は平均より低く、起債率も平均以下の 6 自治体が該当し、東白川村、宮地村、明世村、静波村、三郷村、福地村が分類された。この内、水力発電所を保有しているのは東白川村と宮地村の 2 村だけで、受電による町村が多くなっている。受電方式は、水力発電所保有町村に比べ初期投資が少なく済むことから、起債への依存度が皆無か低い傾向がみられる。そして類型 IV は、町村有林率が平均より高く、起債率も平均以上の 3 自治体が該当し、蛭川村、船津町、遠山村が分類された。3 村共に町村有林率が平均以上であり、起債が財源の半分を占めている点で共通している。この内、蛭川村は村有林立木売却による収入が財源の 37.4% を占めているが、同村では明治前期に村有林が乱伐され、1900 (明治 33) 年以降に植林が行われており⁵³⁾、村有林を財源に用いるには限界があったと考えられ、こうした事情は船津町、遠山村にも共通していたものと考えられる。

次いで、町村有林率と起債率を用いて分類された各類型は、どのような特性を有していたのかについて検討する。第 2 表は、第 1 表に整理した諸元を類型毎に集計し、平均値をまとめたものである。それによると、いくつかの傾向が読み取れる。まず、類型 I は自主財源率、基本財産率が 4 類型の中で抜きん出て高くなっていることが特性として読み取れる。その特性は、町村有林率の平均の高さと関係しており、町村有林が自主財源、基本財産の造成に大きく寄与

第2表 類型毎の総括表

類型	町村数	町村有林率	起債率	自主財源率	基本財産率	寄付金率	世帯数	平均開業年	平均計画年	周辺先行年	平均先行年	16燭光料金	1馬力料金	電力率	収入利益率	一般会計繰入率
I	7	61.1	5.7	86.4	77.3	7.8	544	1917	1912	9	0	0.65	4.44	17.5	25.1	42.1
II	10	8.0	61.5	32.5	26.0	6.5	431	1921	1919	-16	-4	0.74	5.57	13.9	45.0	21.4
III	6	9.5	11.3	59.9	52.7	30.7	373	1923	1920	-17	-6	0.70	3.69	9.1	30.0	9.0
IV	3	38.9	50.5	49.5	47.0	0.0	739	1924	1920	-32	-7	0.62	4.80	12.0	24.4	7.4

〔県下公営電気供給事業町村別状況〕、『岐阜県統計書』、『電気事業要覧』より作成

〔注〕1) 収入利益率、一般会計繰入率は、いずれも昭和4（1929）年～6年の3ヶ年平均。

2) 電灯料金は、16燭光、1ヶ月当たりの平均料金（1931）。

3) 電力料金は、屋間の1馬力、1ヶ月当たりの平均料金（1931）。

していたことがうかがわれる。周辺先行年の平均は9年となっており、周辺地域に配電されるよりも早く電気の供給が始まっていた。次いで類型IIは、起債率が最も高いことが特性として読み取れる。類型IIは類型Iと対照的に町村有林率の低さが起債率に反映した結果となっている。さらに類型IIIは、寄付金率の高いことが特性として読み取れる。静波村、福地村は費用全てを自主財源で賄ったことから寄付金はないが、福地村の自主財源は村の有力者が村有林を買い取ることによって造成されたことから、正味は寄付金と同じでもあり、類型IIIは住民の経済的寄与が他の類型に比べて高かったことが読み取れる。そして類型IVは、分類された自治体が少ないが、町村有林率は類型II、類型IIIよりもかなり高いものの、起債率が高く、寄付金は全くないという特性が読み取れる。

このように町村営電気事業を設立する際の財源に着目し、町村有林率と起債率を用いて4類型に分類した。さらに、この4類型毎にどのような特性を有していたのかについて第2表にまとめた。それによると、類型Iは、自主財源率と基本財産率が著しく高く、これは町村有林率の高さと連動しているものと考えられる。また電力率が4類型中で最も高く、それは明知町と八百津町の製糸業、駄知町の陶磁器産業など、地場産業における動力電化の成果が現れている。さらに電気事業による収益の一般会計繰入率も他の類型に比べ相当高くなっており、電気事業が自主財源を生み出していたという特性が見出された。次に類型IIの特性は、起債率が最も高いことであり、自主財源率、基本財産率は共に最も低く、これらは町村有林率が最も低いことと関連していたと考えられる。また経営の面では収入利益率が最も高くなっている。さらに電灯料金、電力1馬力料金が共に最も高くなっており、収入利益率が何によってもたらされているのかについては、今後検討する必要がある。類型IIIは、寄付金率が他の類型に比べて高いことが特性として現れている。静波村と福地村は寄付金を財源としていないが、他の4村は寄付金が財源の一つとして重要となっている。明世村、宮地村は共に村有林がなく、東白川村、三郷村も多くはない。前述したように、福地村は村有林を村の有力者が購入し、その売却代金を財源としたことから、この類型は、いわば寄付金が重要な財源となっていた傾向がある。そして1町2村だけが分類された類型IVは、町村有林率は類型II、類型IIIに比べると高いものの、起債率は

類型Ⅱに次いで高く、このことから町村有林が財源として機能しなかったものと捉えられる。それは、平均先行年は7年遅れ、周辺先行年が32年遅れと電気の導入が最も遅れた理由として、財源に乏しかったと指摘できる。

このように町村有林率と起債率によって析出された類型毎の特性を見てきたが、平均開業年、平均計画年、周辺先行年、平均先行年、一般会計繰入率は、それぞれ類型Ⅰ→Ⅱ→Ⅲ→Ⅳの順に並んでいる。このことから、岐阜県における町村営電気の設立には、町村有林が財源として深く関わっていることが理解でき、概して、町村有林の財政的寄与が大きいほど設立が早い傾向も読み取れる。

Ⅳ 町村営電気設置自治体における町村有林の起源と財源的貢献

前章において、町村有林が町村営電気の設立に深く関わっていることが見出された。そこで、町村営電気設置自治体における戦前の町村有林の状況について把握し、町村営電気事業設置との関係について類型Ⅰを中心に考察する。

類型Ⅰの明知町は、自主財源率が100%であり、それは基本財産から繰り入れられた。起業資金27,900.29円の財源内訳は、基本財産積立金10,138.98円、基本財産公債売却代4,065.40円、米売却代332.71円、町有山林立木売却代13,363.20円となっており、町村有林立木売却代が47.9%を占め、自主財源のおよそ半分が町村有林から生み出されている。保存文書には「財産中立木ヲ売却シ其代金ヲ以テ支出スルトキハ人民ニ賦課セズニテ⁵⁴⁾」とあり、町有林の立木売却によって住民負担はなかった。例えば、1907(明治40)年には町有林6町5反歩にある立木を売却し、2,720本を5,725.024円で売却している。明知町有林は、明治維新の際に地頭御林の払い下げを受けて、466町歩の村有林を創設したことが始まりとされ、⁵⁷⁾「明治四年領主遠山氏家家禄奉還ノ為メ所謂地頭御林ト称スル山林目録ニヨリ笠松役所へ引渡サレタリ此二於テ同山林ノ払下ヲ受け村有基本林トナサント欲シ当時ノ庄屋橋本幸八郎ヨリ出願セリ」と記録されている。⁵⁸⁾

次に類型Ⅰの八百津町は、財源に占める自主財源率は77.5%、基本財産率は49.9%となっている。町有林は台帳面積856町歩、見込み面積1,300町歩に及び、「古来より町の所有に属し、維新前は老蒼たる林相を呈せしも、爾来世運進み、木材需用の多きに随ひ漸次乱伐の傾向」があり、「人工造林地は、明治三十五年本県より苗木の下付せらるゝを動機とし、杉扁柏の適地三百町歩を選択し、苗木百万本を十ヶ年間継続事業として植栽するの計を樹てり」と記録されている。⁵⁹⁾戦後の合併前の町有林の構成は、973町歩の内、赤松天然林が629町歩占めていた。⁶⁰⁾続いて、類型Ⅰの駄知町は、創業費用25,236円の内、寄付金が10,000円(39.6%)と最も多いが、次いで山林貸地料9,500円(37.6%)があり、山林立木代769円(3.0%)と合わせると町有林が生み出した財源は40.7%と寄付金を若干上回っている。⁶²⁾町有林の起源は不明だが、町営電気事業の財源に充当するために大部分伐採した。⁶³⁾

さらに加子母村は、電気事業費39,060円の財源の内訳は、造林積立金21,000円(53.8%)が最も多く、次いで村基本財産蓄積金8,500円、小学校基本財産蓄積金8,000円などとなっている。⁶⁴⁾加子母村は、1898(明治31)年から銀行株の購入を契機として基本財産の造成を開始し

⁶⁵⁾た。加子母村における村有林経営は、1904（明治37）年から5年間、山林5町歩にスギ・ヒノキ苗を植栽したのが最初とされ、1907年に来村した岐阜県山林技師の勧告により全面的な山林改革整備を決意して、1909年に県に村有林の造林計画樹立を依頼し、造林費用捻出と村民に個人の所有林を持たせて植林を奨励するために、村有林の半分にあたる2,685町歩を3万円で村民に売却し、その代金は1911年より1カ年3,000円ずつ10カ年の年賦を以て払い込ませることとした。村営発電所建設の際には、この村民への売却による村有林積立金から21,000円を融資した。⁶⁶⁾加子母村の山林は廃藩置県後も入会権は存続し、1873（明治6）年9月には長年にわたる五木伐採の禁が解かれたが、その反動として村民は一斉に伐り始めたとき、村では「山林保護規則」を作り、五木にケヤキを加えて六木とし、村の許可なくして伐採することを禁じ、村の将来のために六木の保護育成を申し合わせている。⁶⁷⁾加子母村の場合は、村有林の樹木が財源を生み出したのではなく、造林のための積立金が貢献した。

飛騨地方最初の村営電気であった宮村営電気の創業資金70,100円の財源は、基本財産繰入19,800円、村有林伐採収入40,000円、寄付金9,985円などとなっており、⁶⁸⁾村有林伐採収入が57.1%を占めている。宮村有林は、1876（明治9）年の官民有区分に際して、明治維新に公有林化された山を村有林としたのが始まりであり、面積は2,020町歩と広大であった。当時、村有林は薪炭材となる雑木のほか、ヒノキ、サワラ、クリ、ケヤキによって構成されていたこと⁶⁹⁾から村有林の伐採収入が電気事業の創業に大きく貢献したものと考えられる。

一方、日吉村営電気の創業資金113,058円の財源は、基本財産繰入61,009円（54.0%）、町村税24,507円（21.7%）、起債20,000円（17.7%）、積立金繰入7,542円（6.7%）となっている。⁷⁰⁾岐阜県統計書によれば、1927（昭和2）年末における日吉村の森林構成は、林野面積3,698.1町歩の内、村有林が1,644.0町歩と44.5%を占めているが、村有林の起源や経営については不明である。最後に、落合村営電気の設立の経緯は前述した通りであるが、創業資金50,856円の全額が積立金の繰入によっており、その積立金は「山林処分其他ニヨル収入ノ積立金」⁷¹⁾であった。1927（昭和2）年末において、落合村の林野面積1,718.1町歩の内、村有林が1,489.0町を占めていた。村有林の起源は、1876年の官民有区分が行われた際、村の有力者の尽力により広大な村有林が確定したとき、造林が本格化したのは1902（明治35）年のことで、1902年から1913年の間に239町歩を人工林化している。⁷²⁾1881（明治14）年に記録された「岐阜県各町村略誌」によると、それぞれの蓄積量はわからないが、落合村の植生はヒノキ、マキ、スギ、マツ、カエデ、そして雑木が記録されており、⁷³⁾立木伐採収入が得られたものと考えられる。

V 岐阜県における町村営電気事業設置の地域的条件

このように、類型Ⅰの町村営電気事業設置に際しては、町村有林が財源として大きく寄与していたことが明らかになった。類型Ⅰの町村営電気は、八百津町と日吉村が起債を財源の一部に充当しているものの、類型ⅡとⅣに比べると遙かに割合が小さく、財源となり得る森林構成の町村有林を有していたことが町村営電気事業計画を推進することができたと言ってもよい。類型Ⅳは町村有林が中程度あったが起債率が高く、これは町村有林があっても財源となるような樹種によって構成されていなかった可能性が高いと考えられる。例えば、町村有林率が

46.7%に達していながらも、起債率が51.1%となっている蛭川村の場合、創業資金の37.4%を村有林の立木売却によって得ているもの⁷⁴⁾、過半を起債に依存しなければならなかったのは、人工造林地面積977町歩の内、800町歩にヒノキの植林を開始したのが1905(明治38)年のことで、それ以降、毎年20町歩植栽したこと⁷⁵⁾から、電気事業計画を立てた時点では、創業資金の多くを村有林の立木売却で賄えなかったからだと考えられる。

町村有林率が平均より低く、起債率が平均以上だった類型Ⅱにおいては、基本財産率と起債率に大差のない村が散見される。洲原村営電気の創業資金は、基本財産繰入57.7%、起債37.3%などで構成されていた。洲原村では、村有林の増設のために、部落有林野の内、優良の山林50町歩が村に提供され、150町歩余りは1町歩10円の割にて売却し、その代金は植林に適当な山林を購入して村有林を増設するために、一時基本財産として蓄積してあり⁷⁶⁾、これが充当されたものと考えられる。外山村営電気の創業資金は、基本財産売却47.1%、起債42.3%、基本財産繰入10.6%となっており、基本財産が起債を若干上回っている。外山村では、1905(明治38)年から1909年にかけて部落有林野が統一され、124町歩余りの村有林が設定され、植樹費は村民からの寄付によることにしたとあり⁷⁷⁾、基本財産的な資金から財源が用意できたものの、不足分は起債に依ったものと考えられる。

こうした事例は、類型Ⅲにおいてもみられる。東白川村営電気の創業資金の構成は、基本財産繰入52.3%、起債24.2%、寄付金10.5%となっており、基本財産繰入が過半を占めている。東白川村では、1910(明治43)年度より基本財産蓄積条例を実施し⁷⁸⁾、また明治末期に部落有林野を統一することによって278.4町歩余りの村有林を設定した⁷⁹⁾。創業資金に繰入れられた基本財産の中身は不明であるが、開業した1920年段階で繰入可能な蓄積があったものと考えられる。なお、三郷村営電気の財源は、基本財産繰入、寄付金がそれぞれ50%となっていたが、1927(昭和2)年末における同村の村有林面積が238町歩だったこと以外は判らなかつた。

資料収集の限界もあって、明確な結論を導き出すのは困難であるが、岐阜県における町村営電気事業は、主として町村有林が創業財源として重要な役割を果たしていたことが判明した。その際、より高額で売払い可能な樹種によって構成されていた町村有林を所有していた自治体ほど、開業年が早い傾向にあることも理解された。これが内発的に電気事業に取り組めた自治体の持つ地域的条件であった。すなわち、町村有林を有していたとしても、それが電気事業計画を推し進めるだけの財産的価値を有した樹種が一定量なければ財源にはなり得なかつたことを示唆している。このことは、自主財源率の低い町村営電気事業設置自治体が、針葉樹が欠落したブナ帯が卓越していた揖斐川流域⁸⁰⁾にみられることにも現れている。

山村自治体が町村営電気事業の経営に乗り出した契機は、電灯会社が配電区域に組み入れない、あるいは特定の集落だけに配電し、全村一斉に点灯しなかつたことなどにあるが、自治体にそれを可能とする条件がなければ内発的な取り組みは実現していなかつた。第二次世界大戦を越えても、なお非電化山村が存在していたことは、このことを物語っている。

また、本稿では検討しなかつたが、第1表にあるように電気事業の収益を一般会計へ繰入れた自治体もあつた。電気事業は総じて収益性の高い事業であつたことから、自治体の財源を生み出す装置ともなつた⁸¹⁾。しかし岐阜県においては、全ての自治体で一般会計への繰入れを実現していたわけではなかつた。繰入れのない自治体は、自主財源を生み出すことよりも全域に配

電することを優先していたとも考えられる。

その一方、駄知町では地場の資本家が資金提供者となり、先行投資により陶磁器生産量の増加が図れた。宮村では財産の多寡に応じた寄附金額が設定され、地主小作制度下における山村の地主の役割がうかがわれる。従来から指摘されている「地主的⁸⁾地方自治」的性格をふまつつも、電気事業のような社会資本整備時における山村固有の地主小作関係の分析が課題として浮上した。これについての検討は、別稿に譲りたい。

【付記】

1989年9月に岐阜県八百津町教育委員長・大脇春雄氏のお世話で八百津町郷土資料館において電気事業関係の所蔵資料を見る機会があり、その時に本稿において使用した『県下公営電気供給事業町村別状況』の存在を知った。この資料は、岐阜県の町村営電気の全容を知るには貴重な資料であった。それから28年の歳月が流れたが、やっと疑問が解けた感じがしている。改めて大脇氏のご高配に感謝申し上げたい。

本研究には次の科学研究費を使用した。記して感謝申し上げる。1997～1999年度・基盤研究（C）「戦前の岐阜県における町村営電気事業と民営電気事業の地域分業構造に関する研究」（研究代表者・西野寿章 研究課題番号：09680164）、2001～2003年度・基盤研究（C）「戦前のわが国における町村営電気事業の成立過程に関する地理学的研究」（研究代表者・西野寿章 課題番号：13680087）、2005～2007年度・基盤研究（C）「戦前のわが国における地域組合電気事業の設立と展開に関する地理学的研究」（研究代表者・西野寿章 研究課題番号：17520543）、2013～2015年度・基盤研究（C）「戦後の山村の電力空白地域における配電過程に関する地理学的研究」（研究代表者・西野寿章 課題番号：25370917）。なお、本研究は、経済地理学会中部支部例会（2011年10月29日、愛知学院大学・栄サテライトセンター）にて発表した。

【注】

- 1) 西野寿章「戦前における村営事業の成立過程とその条件(1)(2)－長野県下伊那郡上郷村の場合－」, 産業研究（高崎経済大学附属産業研究所紀要）25-1・26-1, 1989・1990, pp.52-70, pp.61-85。西野寿章「戦前における町村営電気事業の類型化に関する一考察(1)(2)」, 地域政策研究（高崎経済大学）15-3・16-1, 2013, pp.181-195・pp.53-64など。
- 2) 吉岡健次『日本地方財政史』東京大学出版会, 1981, pp.112-116。
- 3) 西野寿章「戦前の村営電気事業の成立過程と部落有林野－長野県上伊那郡中沢村を事例として－」, 地域政策研究（高崎経済大学地域政策学会）8-3, 2006, pp.103-118。
- 4) 西野寿章「戦後の岩手県における山村地域の電化過程についての覚え書き」, 地域政策研究（高崎経済大学）19-4, 2017, pp.189-207。
- 5) 公営電気には町営、村営以外に、市営電気事業、県営電気事業が存在していた。町営電気事業と村営電気事業の目的は地域電化にあったが、市営と県営に共通していることは、自主財源を獲得することにあった。この点については、次の論文を参照。西野寿章「戦前における市営電気事業の展開と特性」, 地域政策研究（高崎経済大学）16-2, 2014, pp.1-19。西野寿章「日

- 本における公営電気事業の系譜と今日的再評価への視点－戦前の県営電気の成立と背景－, 経済論叢 (京都大学経済学会) 190-4, 2017, pp.69-88。
- 6) 西野寿章「国家管理以前における電気事業の性格と地域との対応－中部地方を事例として－」, 人文地理 40-6, 1988, pp.24-48。
 - 7) 橋川武郎「地方電力会社の発展」, 中部電力電気事業史編纂委員会『中部地方電気事業史』, 1995, pp.247-248。
 - 8) 岐阜県議会史編さん委員会『岐阜県議会史 第二巻』, 1981, pp.830-831。
 - 9) 本巣町『本巣町史 通史編』, 1975, pp.825-826。
 - 10) 発行者不詳『黒川村誌』(手書き・発行年不詳), pp.69-70。
 - 11) 例えば, 岐阜電灯の供給区域となっていた竹鼻町(現羽島市)では, 電灯会社に対して労力奉仕(電柱の運搬, 工事の手伝い), 宿泊場所の提供, 堀り荒らし料の負担を住民が負った(羽島市史編纂委員会『羽島市史』, 1971, pp.415-416)。また飛騨電灯の供給区域となっていた清見村(現高山市)でも, 配電に際しては電柱の地元負担が条件となっていた(清見村誌編集委員会『清見村誌 下巻』, 1976, p.663)。さらに和良村(現郡上市)では電柱用に各戸から栗, 杉材の素材が提供された(和良村教育委員会『和良村史』, 1988, p.511)。こうした例は多く見られた。
 - 12) 新電気事業講座編集委員会編『電気事業発達史』, 電力新報社, 1977, p.58。
 - 13) 筆者が知る範囲では, 戦前の岐阜県において, 自治体が村営電気を組織的な運動として展開した事実はない。なお, 岐阜県には, 町村営電気事業者による「電気事務研究会」が存在した。1935(昭和10)年5月に最初の研究会が開催され, 1937(昭和12)年4月には「岐阜県公営電気事業者総会」と名称を変えて開催されている(岐阜県旧宮村所蔵資料)。
 - 14) 岐阜県『わかりやすい岐阜県史』, 岐阜新聞社, 2002, pp.506-507。
 - 15) 船戸忠幸「岐阜県の水力発電－戦前を中心にして－」, 岐阜地理 43, 1999, pp.97-101。
 - 16) 西野寿章「戦前の岐阜県における村営電気事業の地域的展開」, 産業研究(高崎経済大学附属産業研究所紀要) 31-1, 1995, pp.44-72。
 - 17) これら以外に, 1936(昭和11)年に阿木村営電気(現中津川市)は1919年開業の阿木電気を譲り受けて村営とし, 上宝村営電気(上宝村→現飛騨市)は2つの民営電灯会社を合併して1937年に開業したが, いずれも電力国家管理(1938)が始まる直前に成立していることから分析の対象からは除いた。また町村営電気以外に1921年に細江村・小鷹利村(古川町→現飛騨市)2村合同による組合営電気事業が開業し, 1933年には袖川電灯を譲り受けた阿曾布村袖川村電気事業組合(神岡町→現飛騨市)が開業している。なお, 組合電気は町村単独の公営電気事業とは, 性格が異なることから分析の対象から外した。なお, 筆者が調べた範囲では, 平田町(現海津市), 南武芸村(武芸川町→現関市), 豊岡町(現多治見市), 下呂町(現下呂市), 山之口村(萩原町→現下呂市)で町村営電気事業の計画が持たれていた。また明方村(明宝村→現郡上市)では, 同村に供給した電灯会社の株200株を所有していた。
 - 18) 明知町役場「明知町要覧」, 1912, p.17。
 - 19) 八百津町『八百津町史』, 1975, p.365。
 - 20) 小出種彦『籠橋一族の百年』, 日本陶業新聞社, 1977, p.142。

- 21) 明治42年11月24日「明治41年11月19日議決本町営工事タル電気事業費ノ寄付金受取ノ方法変更ノ件」（土岐市駄知支所蔵）。
- 22) 岐阜県土岐市立駄知小学校郷土史研究会『駄知郷土史』, 1959, pp.37-38。
- 23) 大正3年8月17日「御願書」（旧加子母村役場所蔵）。
- 24) 大正5年11月13日「譲渡承諾書」（旧加子母村役場所蔵）。
- 25) 発行者不詳『県下公営電気供給事業町村別状況』（八百津町郷土資料館蔵）, 1931, p.111。この資料の発行元は不明であるが、1929年発行の岐阜県地方改良協会『市町村営事業調』（岐阜県歴史資料館蔵・小池家文書）と形式がほぼ同じであることから、同協会の発行と思われる。記載内容は、1931年版の方が詳しい。
- 26) 前掲25), p.83。
- 27) 前掲25), pp.149-154。
- 28) 前掲25), p.159。
- 29) 鈴山長次郎『曾木村誌』, 1930, p.16。
- 30) 蛭川村『蛭川村史』, 1974, pp.701-703。
- 31) 「蛭川村報」157, 1937。1931年における蛭川村の電灯料金は16燭光45銭で最も安かった（第1表参照）。
- 32) 大正8年11月16日議案第57号「村営水力電気事業設立ノ件」（旧宮村所蔵資料）。宮村水力電気構想は、今でいう第3セクター方式で設立しようとしていた。宮村営電気については、別稿にて詳述する予定である。
- 33) 神岡町『神岡町史 資料編 近代・現代 I』, 2004, pp.838-839。
- 34) 前掲25), p.170。民間人とは、発起人は小栗角四郎氏、渡辺徳助氏、木股兵次郎氏、小倉仲吉氏など（瑞浪市立第一小学校『郷土日吉のいろは話』, 1973, p.71）
- 35) 前掲25), pp.165-166。
- 36) 前掲25), p.47。
- 37) 前掲25), p.27。村営発電所開業の祝賀行事では、「大正十有一年の 九月二十六日は 村営電気の業なりて 日出度祝う奉告祭」などと歌われた（上石津町『上石津町史 通史編』, 1979, p.684）。
- 38) 前掲25), p.33。
- 39) 前掲25), p.41。
- 40) 新電気事業講座編集委員会編纂『電気事業発達史』, 電力新報社, p.75。
- 41) 前掲25), p.176。
- 42) 本巣町『本巣町史 通史編』, 1975年, pp.825-826。
- 43) 恵那市『恵那市史 通史編第3巻(1)上』, 1993, pp.793-794。
- 44) 黒川村教育研究会『黒川村誌』（手書き）, 1927, pp.69-70。
- 45) 落合郷土誌編纂委員会『落合郷土誌』, 1970, pp.469-470。
- 46) 西野寿章「戦前の町村営電気事業の地域的展開－戦前の岐阜県を事例として－」, 高崎経済大学附属産業研究所編『開発の断面』, 日本経済評論社, 1996, pp.4-43。
- 47) 「村組合設置並二組合規約許可案」（岐阜県歴史資料館蔵）, 大正9年10月12日。

- 48) 山岡町史編さん委員会『山岡町史(通史編)』, 1984, pp.934-947。
- 49) 杉浦芳夫「福島県における電灯会社の普及過程—利潤志向的な多角イノベーションの空間拡散事例—」, 人文地理 30-4, pp.19-38。
- 50) 例えば, 1914(大正3)年度における地方歳入の50.8%は地方税収入が占め, 国庫補助・交付金が占める割合は6.5%であった(前掲2), p.127)。また, 長野県旧中澤村の1913年度の歳入に占める交付金と県補助金の割合は共に1.7%に留まり, 歳入の77.6%は村税であった(前掲3)）。なお, 戦前の地方交付税に類似した制度として, 1940(昭和15)年度に1937年に導入された臨時地方財政補給金制度に代わって地方分与税が導入された。同税は1950年度から地方財政平衡交付金となり, 同交付金は1954年度から地方交付税制度に改組された(小西砂千夫『日本地方財政史』有斐閣, 2017, pp.32-34)。
- 51) 電灯普及率は, 全てのデータが揃わないことから表には入れなかったが, 1925(大正14)年末では, 岐阜県の15町村営電気と1電気組合の電灯普及率の平均は99.2%であった。これに対して, 同年の岐阜県における電灯会社の電灯普及率は74.1%となっており, 公営電気は, その目的をほぼ果たしている様子がうかがわれる(前掲46), pp.22-23)。
- 52) 周辺点灯年とは, 電気事業要覧, 市町村史から自治体毎に点灯年を拾い出し, 町村営電気が設置された自治体に接している自治体の点灯年との差の和であり, 周辺自治体より何年早く点灯したのかを示し, 平均先行年とは岐阜県の点灯平均年(1917年)と町村営電気の開業年との差を示したものである。ここでは, 1910(明治43)年時点の1市40町303村の内, 1市40町284村の点灯年が判明し, その点灯年の平均を算出すると1917年となった。点灯年が確定できなかったのは21村であった。なお, 筆者の整理では, 自治体全域が無点灯のまま終戦を迎えたのは, 徳山村, 馬瀬村, 北山村の3村だった。徳山村は, 戦後, 徳山村は集落単位で電気組合を設立し, 1950(昭和25)年に初めて点灯した。1955年に点灯した門入電気組合の場合, 発電所と配電に要した費用の30%を住民が負担している(徳山村『徳山村史』, 1973, pp.818-840)。こうした戦後の非電化山村の電化については, 別稿にて詳述する予定である。
- 53) 弘民社編輯部編纂『優良町村と其の治績』弘民社, 1928, p.133。
- 54) 明知町「電気事業誌」, 1933, pp.9-10。1922(大正11)年に水力発電所の改造を行った際, 所要資金の28.7%が町有林立木売却金となっている。なお, 明知町の基本財産は, 町有林立木売却が主となっていた。
- 55) 「電燈事業ヲ町営トスルノ可否ニ付意見書」, 1907(明治40)年3月8日(旧明智町役場所蔵)。町名は, 戦前は「明知」を使用し, 昭和の大合併後は「明智」を使用していた。
- 56) 「電気事業経営ノ為メ基本財産使用二関スル件」, 1907(明治40)年8月16日(旧明智町役場所蔵)。
- 57) 明智町『明智町誌』, 1960, p.301。
- 58) 明知町『明知町沿革誌』(手書き), 1913。
- 59) 岐阜県山林会『岐阜県町村有林経営事績』, 1914, p.36-38。
- 60) 八百津町『八百津町史』, 1975, p.36。
- 61) 数値が第1表と僅かに違っているが, これは第1表の財務統計を『県下公営電気供給事業町村別状況』から引用して, 統計の出所を統一していることによる。
- 62) 塚本幸之助『駄知町略史』, 駄知町役場, 1935, pp.48-49。

- 63) 前掲 62), p.114。
- 64) 加子母村『加子母村誌』, 1973, p.313。
- 65) 加子母村「岐阜県恵那郡加子母村是提要」, 1925, p.10。
- 66) 前掲 64), pp.297-298。
- 67) 前掲 64), p.231。
- 68) 大野郡宮尋常高等学校編『宮村紀要』, 1935, p.98。
- 69) 前掲 68), pp.86-87。
- 70) 前掲 25), pp.173-174。
- 71) 前掲 25), p.184。
- 72) 前掲 45), pp.412-419。
- 73) 岐阜県記録課「各町村略誌」, 1881。
- 74) 前掲 25), p.109。
- 75) 前掲 59), pp.3-4。
- 76) 岐阜県山林会「部落有山林整理の現況」, 岐阜県山林会報 1, 1910, p.37。
- 77) 岐阜県総務部地方課『岐阜県における部落有林野の実態』, 1962, p.87。
- 78) 荻田乙三郎・佐伯吉六・渡邊紋治郎・堀川芳松編纂『東白川村誌』, 1914, p.149。
- 79) 前掲 77), p.88。
- 80) 藤田佳久「林業」, 建設省中部地方建設局『木曾三川流域誌』, 1992, p.803。
- 81) 西野寿章「戦前における市営電気事業の展開と特性」, 地域政策研究（高崎経済大学）16-2, 2014, pp.1-19。西野寿章「日本における公営電気事業の系譜と今日的再評価への視点」, 経済論叢（京都大学）190-4, 2017, pp.69-87。
- 82) 島 恭彦「町村合併と農村行政機構の展開」, 『地域論』, 有斐閣, 1983（初出は1958）, p.175。